

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を明確化するとともに、その事業活動の活性化を図るものであり、その主な内容は、小規模企業の意義等を

明確に規定し、その範囲を弾力的にするとともに、電子記録債権を用いた資金調達の促進や、ITを活用した情報提供機関の整備、下請中小企業が連携する取り組みの支援などを定めるものであります。

なお、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止することとしております。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、二十九日、茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終局後、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案とのおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

日程第三 食品の製造過程の管理の高度化に

関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第三、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長森山裕君。

○森山裕君 〔本号末尾に掲載〕

〔森山裕君登壇〕

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第四、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長平井たくや君。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、その基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設けるとともに

延長する等の所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託さ

れ、翌二十二日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔平井たくや君登壇〕

○平井たくや君 〔本号末尾に掲載〕

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託さ

れ、翌二十二日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日質疑を行いました。質疑終

局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔平井たくや君登壇〕

○平井たくや君 〔本号末尾に掲載〕

本案は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、障害を理由とする差別を解消するため

の措置として、行政機関、地方公共団体等について、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をするよう定めるとともに、事業者について、同じく障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をするよう定めるよう定めることがあります。

第二に、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めることとするものであります。

第三に、行政機関の長等は、基本方針に即して、みずから職員が適切に対応するために必要な要領を定めることとともに、事業者の事業を所管する各主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めること等とするものであります。

第四に、森国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、二十九日に質疑を行い、質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第二十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第五十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第七十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第八十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第九十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百二十九に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十一に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十二に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十三に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十四に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十五に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十六に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十七に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一百三十八に、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第五 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第五、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子恭之君。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子恭之君登壇〕

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するための特別の措置について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、海賊多発海域において実施される特定警備が適正に実施されることを確保するために、特定警備実施要領を策定すること、

第二に、一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、特定警備に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるること、

第三に、国土交通大臣の確認を受けた者は、特

定警備に従事するため、特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、使用することができる」とあります。

本案は、去る五月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、二十四日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊吹文明君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。
本案は、去る二十三日本委員会に付託され、同日新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨三十日、質疑を行い、討論の後、採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

〔賛成者起立〕
○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。

〔賛成者起立〕
○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。
本案は、去る二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中止の特例に関する法律

〔報告書受領〕

出席国務大臣

総務大臣 新藤義孝君

経済産業大臣 茂木敏充君

農林水産大臣臨時代理 太田昭宏君

國務大臣 森まさこ君

○議長の報告
(通知書受領)

一、去る二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
港湾法の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の結果の報告

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成二十四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告

一、去る二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成二十五年度交通安全施策に関する計画」の報告

一、去る二十八日、内閣から、人事官に一宮なほみ君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、検査官に柳麻理君を任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、預金保険機構理事に井上美昭君及び小幡浩之君を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に浜田健一郎君、上田良一君、宮田亮平君、美馬のゆり君及び室伏きみ子君を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、労働保険審査会委員に品田充儀君及び中嶋士元也君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に森田朗君及び野口晴子君を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、内閣から、社会保険審査会委員に西島幸夫君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

補欠

笹川 博義君

青山 周平君

伊佐 進一君

伊佐 進一君

周平君 徹君

笹川 博義君

青山 周平君

伊佐 進一君

伊佐 進一君

笹川 博義君

国重 徹君

伊佐 進一君

伊佐 進一君

笹川 博義君

伊佐 進一君

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山田 賢司君

菅原 さちこ君

一、去る三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

岩田 和親君

星野 刚士君

大西 英男君

宮澤 博行君

後藤 正純君

勝沼 栄明君

玉木 雄一郎君

後藤 祐一君

中丸 啓君

赤嶺 政賢君

小田原 潔君

田所 嘉徳君

穀田 恵二君

大畠 章宏君

上野ひろし君

林 幹雄君

柿沢 未途君

大畠 章宏君

利実君

守君

船橋 勝沼

和親君

一、去る三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

村岡 敏英君

細田 政久君

根本 幸典君

六見 陽一君

大串 正樹君

宮崎 政久君

務台 俊介君

細田 政久君

申幸君

根本 幸典君

中村 裕之君

根本 幸典君

清水 誠一君

根本 幸典君

元君

根本 幸典君

馬場 康正君

根本 幸典君

中谷 元君

根本 幸典君

伸幸君

根本 幸典君

大串 正樹君

根本 幸典君

船橋 利実君

根本 幸典君

守君

根本 幸典君

赤嶺 政賢君

根本 幸典君

官報 (号外)

食品表示法案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

晋三

食品表示法

目次

- 第一章 総則(第一条～第三条)
 第二章 食品表示基準(第四条～第五条)
 第三章 不適正な表示に対する措置(第六条～第十条)
 第四章 差止請求及び申出(第十一条・第十二条)
 第五章 雑則(第十三条～第十六条)
 第六章 帰則(第十七条～第二十三条)
 附則

(興に寄与することを目的とする。)

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号))

第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第四号及び第十一条において単に「添加物」という。)

第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。

第三条 この法律において「食品関連事業者等」とは、

2 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、

消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜなければならない。

第二章 食品表示基準

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するため必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならぬ。

第五条 保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。)、

第六条第八項及び第十一条において同じ。)、

原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売を

する際に表示されるべき事項

する際の安全性の判断に資する期限をいう。

第六条第八項及び第十一条において同じ。)、

原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原

产地その他食品関連事業者等が食品の販売を

する際に表示されるべき事項

する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

二 表示の方法その他の前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

二 表示の方法その他の前号に掲げる事項を表示するときに、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

三 厚生労働大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

四 農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、國民の健康の保護又は増進が図られるると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

五 財務大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品(酒類を除く。)の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の振興が図られる

と認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

六 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

第七条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をしてはならない。

八 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

九 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

十 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

十一 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

十二 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

十三 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

十四 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の策定を要請することができる。

ることにより、当該基準に係る食品(酒類を除く。)の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の振興が図られる

と認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

ことにより、当該基準に係る食品(酒類を除く。)の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の振興が図られる

と認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

官報 (号外)

い場合にあつては、内閣総理大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関する表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣(内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 内閣総理大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

7 財務大臣は、第三項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、第五項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るために緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(公表)

第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者との事業に関する関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告を認め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関する表示の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

3 内閣総理大臣は、前条の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

4 前三項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定による収去は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四条第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては独立行政法人国健・健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を、販売の用に供する食品(酒類を除く。)に関する表示の適正を確保するために行われた場合

にあつては農林水産大臣に、販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するために行われた場合にあつては財務大臣に通知するものとする。

9 農林水産大臣又は財務大臣は、第二項又は第三項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

(センターによる立入検査等)

第九条 農林水産大臣又は財務大臣は、前条第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができることにおいて必要があると認めるとき

は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査又は質問を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に委任する。

臣に通知するものとする。

5 第一項の規定による立入検査又は質問については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第十一条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第四章 差止請求及び申出

(適格消費者団体の差止請求権)

第十二条 消費者契約法(平成十二年法律第六十号)第二条第四項に規定する適格消費者団体

は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対する食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるとき

は、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行つた旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとる

ことを請求することができる。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣又は財務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十四条 この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(不当景品類及び不当表示防止法の適用)

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定によるとおり、内閣府令で定める表示(政令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該食品に関する表示が適正でないことが第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣に委任する)を消費者庁長官に委任する。

係るものである場合にあつては、内閣総理大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 何人も、販売の用に供する酒類に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣(当該酒類に関する表示が適正でないことが第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものであると認めたときは、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第二百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

6 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

7 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

8 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

9 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

11 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

12 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

13 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

14 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

15 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

16 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

17 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

18 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

19 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

20 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

21 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地(原材料の原産地を含む。)について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第八条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条 三億円以下の罰金刑

二 第十八条から第二十条まで 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用があるときは、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 第十条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)又は」を削り、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第六十二条第一項若しくは第二項において準用する第十一条第一項」を加える。

(工業標準化法の一部改正)

第五条 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第六条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 健康増進法(平成十四年法律第八百三号)の項中「及び第三十二条第三項」を削る。

(食品衛生法の一部改正)

第四条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第六条 農林物資の規格化等に関する法律(農林物資の品質表示等)に、「第二十三条の二」を「第二十四条」に改める。

第一条中「ともに」の下に「飲食料品以外の」の用に供する食品若しくは添加物又は」を削る。

り、「規格若しくは」を「規格又は」に、「器具又は」を「器具又は」に改め、同条第二項中「食品、添加物、」を削り、同条に次の一項を加える。

販売の用に供する食品及び添付物に関する表示の基準については、食品表示法(平成二十五年法律第十五号)で定めるところによる。

販売の用に供する食品及び添付物に関する表示の基準は、この法律の施行前に供する食品に関する表示の基準を定めることができる。

第六十五条の二第三項中「第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)又は」を削り、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第六十二条第一項若しくは第二項において準用する第十一条第一項」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出」を、「その報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「容器若しくは送り状」に改める。

第九号並びに第十九条の四中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改める。

第十九条の九第二項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同項第六号中「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査を」を「検査をさせ、又は登録外國認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問を」に、「又は忌避された」を「若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされた」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

第七条第三項中「第十九条の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第

第九条の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第

五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第十九条の十三の二中「から第三項まで」を削り、「従い」の下に「飲食料品以外の」を加える。

帳簿、書類その他の物件の提出に、「検査させ
る」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者
に質問させる」に改め、同条第三項中「から第
三項まで」を削り、「に対し」を「若しくはその者
とその事業に関して関係のある事業者に対し」
に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の
の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、
若しくは従業員その他の関係者に質問させる」
に改め、同条第四項及び第五項中「立入検査」の
下に「又は質問」を加える。

を「第十九条の十四第二項」に改める。
第二十七条第四号を次のように改める。
四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第九条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資」を「農林物資等」に改める。

第十条第一項第三号中「又は」の下に「飲食料品以外の」を、「定められた農林物資」の下に「及

一項」に改め、「農林水産大臣」の下に「(内閣府令・農林水産省令)で定める表示の方法については、内閣総理大臣」を加え、同項を同条第一項

第二十条の二の見出し中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同条第一項中「登録認定機関」とその業務に関する

第二十八条第五号を削る。
第二十九条第一項第一号中「第二十三条の二

び食品表示法(平成二十五年法律第号)第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第二条第一項に規定する食品(酒類を除

とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「指示」を「指示（第一号に掲げる大臣）にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るもの（除く。）」を「に改め、同項を同条第二項」とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とす

して関係のある事業者を加え、「倉庫」を「倉庫簿」に、「他の場所」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員の他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「又

(登録免許税法の一部改正)
又は「を削る。
第七条 登録免許税法 昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第八十七号中「農林物資の規格化及
び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資
の規格化等に関する法律」に改める。

く。」を加え、同項第五号中「農林物資」の下に「及び食品(次号において「農林物資等」といふ。」)を加え、「品質に関する」を削り、同項第六号中「第三号に規定する農林物資」を「農林物資等」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の下に「及び質問」を加え、同項中第七号を第八の下に「及び質問」を加え、同項第五号中「農林物資」の下に「及び食品(次号において「農林物資等」といふ。」)を加え、「品質に関する」を削り、同項第六号中「第三号に規定する農林物資」を「農林物資等」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の下に「質問並びに」を、「立入検査」

第二十条の見出しを「(立入検査等)」に改め、同条第一項中「に対し」を「若しくはその登録認定機関との業務に関する関係のある事業者に

は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項から第七項

第八条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法
(平成十一年法律第百八十号)の一部を次のように
改正する。

号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の一号を加える。

対しに、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「登録認定機関の」を「これらの者の」に、「倉庫」を倉庫その他の場所に、「検査させる」を「検査させ、若しくは從業

までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。
第二十条の三中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第十一條第二項第三号中「第三十二條第三項」を削り、「第三十二條の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項に次の二号を加え。

入検査及び質問（消費者契約法の一部改正）

員その他の関係者に質問させる」に改め、同条
第二項中「若しくは指定農林物資」を「指定
農林物資」に、「に対し、その格付」を「若しく
はこれらの者とその事業に関する関係のある事
業者に対し、格付」に、「報告」を「報告若しくは

第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「農林物資」を「飲食料品以外の農林物資」に改める。

四 食品表示法(平成二十五年法律第
号)第八条第一項の規定により収去された
食品の試験を行うこと。
第十四条第一項第二号中「及び第三号」を「か
ら第四号まで」に改める。

第十二条の二第一項中「又は特定商取引に関する法律」を「特定商取引に関する法律に改め、「第五十八条の二十四まで」の下に「又は食品表示法(平成二十五年法律第号)第十一條」を加える。

もあることから、その情報の提供の在り方について検討すること。

七 食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。

少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。

八 食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。

九 本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。

十 食品表示義務の拡大に当たつては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、小規模の食品関連事業者の実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

十一 環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たつては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するため万全を期すこと。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律
(中小企業基本法の一部改正)

第一条 中小企業基本法昭和三十八年法律第五百五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十三条」に、「第

二十二条」を「第二十四条」に、「第二十三条・第二十五条」を「第二十五条・第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条・第三十条」を「第二十八条・第三十二条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

二 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たり、小規模企業が、地域の特色を生かして事業活動を行い、就業の機会を提供するなどをして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを目指としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に發揮されなければならない。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多く、小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

四 第十三条中の「創業」の下に「特に女性や青年による中小企業の創業」を加える。

五 第三十条を第三十二条とし、第二十六条から第二十九条まで二二条ずつ繰り下げ、第三章中第二十五条を第二十七条とし、第一章第四節中第二十五条を第二十六条とし、第二十三条规定を第二十二条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

六 第二十二条第四項中「再建」の下に「承継」を、「の制度の整備」の下に「事業の承継のための制度の整備」を加え、第二章第三節中同条を第二十四条とする。

七 第二章第二節中第二十一条を第二十二条规定し、第十六条から第二十条まで二二条ずつ繰り下げ、第十五条の次に次の二条を加える。
(海外における事業展開の促進)

八 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。

二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。

三 経営資源の確保が特に困難であることが多く、小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

四 第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「もの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

五 第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「もの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

六 第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項第一号中「もの」の下に「(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)」を加え、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

七 第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

八 第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

九 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第一百二号)第十五条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第一項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子

平成二十五年五月三十一日 衆議院会議録第二十九号 小規模企業の事業活動の活性化のための中企基本法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

一六

いて、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業支援法第六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十三条第一項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報提供機関協力業務)

第十七条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、その行う中小企業支援事業に関する情報の提供その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行う。

本則に次の二条を加える。

第二十三条 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

(小規模企業共済法の一部改正)

第四条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「掲げる業種」の下に「及び第三号の政令で定める業種」を加え、同項第二号中「サービス業」の下に「(次号の政令で定

める業種を除く。」を加え、同項第六号中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号まで」に、「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「サービス業」の下に「(次号の政令で定める業種を除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの役員

第二条第一項第四号中「掲げる業種」の下に「及び第七号の政令で定める業種」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

(下請中小企業振興法の一部改正)

第五条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの(以下「特定のをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

下請取引への依存の状態」という。)にあるものを、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6 この法律において「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携

し、当該特定下請事業者のそれぞれの経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう)以下同じ。)を有效地に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

第三条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

第七条 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 振興基準は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第二百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

第十四条第一項中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項第二号中「第十条」を「第十四条第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徵収については、経済産

業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事

業を所管する大臣とする。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十三条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第十八条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第十二条中「その業務を」を「認定特定下請事業者その他の下請事業者に対する下請取引のあつせんその他の業務について、下請事業者の下請取引の実態その他の事情に配慮しつつ」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「(下請企業振興協会)」を付する。

第十条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、認定計画に従つて特定下請連携事業を行つ者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十条を第十四条とする。

第九条中「承認計画」の下に「又は認定計画」を、「振興事業」の下に「又は特定下請連携事業」を加え、同条を第十三条とする。

第八条第一項中「売掛金債権」を「同項に規定する債権」に、「第八条第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条第二項中「流動資産担保保険」を「普通保険、無担保保険、特別小口保険又は

		2 流動資産担保保険」に改め、「下請振興関連保証」の下に「又は特定下請連携事業関連保証」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。	
		3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円」(下請中小企業振興法第十一條第二項に規定する認定特定下請連携事業に必要な資金(以下「特定下請連携事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(特定下請連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。	
		4 普通保険の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とす る。	
		5 下請連携事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業(以下「認定特定下請連携事業」という。)に必要な資金に係るもの)をう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定に係るものについての次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
		6 第三条第一項 保険金額の合計額が 下請中小企業振興法第十一條第二項に規定する特定下請連携事業関連保証(以下「特定下請連携事業関連保証」という。)に係る保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそぞれ	
7 第三条の二第一項及び 第三条の三第一項 当該借入金の額のうち		特定下請連携事業関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそぞれ	
8 第三条の二第二項 当該債務者 当該保証をした		特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	
9 第三条の三第二項 当該債務者 当該保証をした		特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした 特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	
10 第百一號)第五条第一項各号に掲げる事業の 第七条の次に次の二条を加える。 (中小企業投資育成株式会社法の特例) 第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律 第一百一號)第五条第一項各号に掲げる事業の 第七条の次に次の二条を加える。		ほか、次に掲げる事業を行なうことができる。 一 中小企業者が認定特定下請連携事業を行なうために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	

(特定下請連携事業計画)

第八条 二以上の特定下請事業者は、共同で行おうとする特定下請連携事業に関する計画

(二以上の特定下請事業者が会社(一又は二以上)の当該特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の二分の一以上を出資しているものに限る。以下「特定会社」という。)と共同で特定下請連携事業を行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定下請事業者が当該特定会社と共同で行う特定下請連携事業に関するものを含む。(以下「特定下請連携事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その特定下請連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 特定下請連携事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定下請連携事業の目標

二 特定下請連携事業の内容及び実施時期

三 特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者(特定会社を含む。)以外の事業者(以下「共同事業者」という。)がある場合又は特

定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財團法人その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

四 特定下請連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容

五 特定下請連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(認定の基準)

第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定下請連携事業計画が次の各号のいずれにも適

合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであること。
- 二 当該特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであることを。

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正する。

第九条第一項第一号、第一号の二及び第五号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正する。

九 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十一 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十二 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十三 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十四 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十五 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十六 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十七 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十八 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

十九 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十一 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十二 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十三 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十四 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十五 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十六 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十七 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十八 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

二十九 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

三十 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

三十一 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためのものを行うこと。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正す

る。

二 商業又はサービス業(次号の政令で定めた業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものとして営むもの五人

三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの当該業種ごとに政令で定める数

四 条款会社日本政策金融公庫法(一部改正)

第五条 次のイからニまでに掲げる

六 公庫に対して次のイからニまでに掲げる

七 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

八 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

九 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十一 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十二 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十三 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十四 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十五 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十六 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十七 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

一 製造業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものとして営むもの二十人

二 商業又はサービス業(次号の政令で定めた業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの当該業種ごとに政令で定める数

三 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの当該業種ごとに政令で定める数

四 条款会社日本政策金融公庫法(一部改正)

第五条 次のイからニまでに掲げる

六 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

七 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

八 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

九 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十一 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十二 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十三 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十四 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

十五 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者(別表第一第十四号の中欄に掲げる者)の株式又は持分(イ、ロ又はニに定める者)の株式を次のように改正す

る。

関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十六条及び第三十八条の改正規定に係るものに限る)の実施については、なお従前の例による。) 第十五条及び第十七条から第二十一条までの規定 平成二十七年三月三十一日

(中小企業支援法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の中小企業支援法第九条の規定の適用を受けた同法第七条第一項の指定法人であつて次条第二項に規定する旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う経過措置)

第三条 第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(以下「旧助成法」という。)第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金(旧助成法附則第二条第三項若しくは第三条第四項、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号。以下この項において「昭和三十八年改正法」という。附則第三条第二項又は中小企業の事業活動の活性化等のための中企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十二号。以下この項において「平成十一年改正法」という。附則第五条第一項の規定により國からの貸付金とみなされたものを含む。以下単に「国からの貸付金」という。)及び旧助成法第十一条第一項の規定により当該資金とみなされた資金会計から県の特別会計に繰り入れられた資金(旧助成法附則第三条第四項、昭和三十八年改正法附則第三条第二項又は平成十一年改正法附則第五条第一項の規定により当該資金とみなされたものを含む。)を財源とする旧助成法第三条第一項の規定による

(第九条の規定の施行前に貸し付けられた資金に係るものに限る)の実施については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業の実施により、都道府県から旧助成法第二条第四項の貸与機関(以下「旧貸与機関」という。)に貸し付けられた同条第三項の小規模企業者等設備導入資金を財源とする同条第五項の設備資金貸付事業(第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する資金の貸付けに係るものに限る。以下「旧設備資金貸付事業」という。)及び旧助成法第二条第六項の設備資金貸付事業第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する設備の譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に係るものに限る。以下「旧設備貸付事業」という。)の実施については、なお従前の例による。

3 第九条の規定の施行前に旧助成法第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金の利率については、なお従前の例によること。

4 第九条の規定の施行前に都道府県が旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止した場合における国からの貸付金の償還については、なお従前の例による。

5 第九条の規定の施行の際現に旧助成法第三条第一項の規定による

金融公庫は、第九条の規定の施行前に旧助成法第十五条第一項の規定により旧貸与機関に対し行つた長期資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫から旧助成法第二条第四項の貸与機関(以下「旧貸与機関」という。)に貸し付けられた同条第三項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業(第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する資金の貸付けに係るものに限る。以下「旧設備資金貸付事業」という。)及び旧助成法第二条第六項の設備資金貸付事業第九条の規定の施行前に行われた同項に規定する設備の譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供に係るものに限る。以下「旧設備貸付事業」という。)の実施については、なお従前の例による。

3 第九条の規定の施行前に旧助成法第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金の利率については、なお従前の例によること。

4 第九条の規定の施行前に都道府県が旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止した場合における国からの貸付金の償還については、なお従前の例による。

5 第九条の規定の施行の際現に旧助成法第三条第一項の規定による

金融公庫は、第九条の規定の施行後に旧助成法第十五条第一項の規定により旧貸与機関に対し行つた長期資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行なうことができる。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が同項に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第三十一条第二項第一号ハ中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第一号。以下「小規模企業活性化法」という。)附則第三条第六項に規定する業務(公庫が行つた貸付けに係るものに限る。)と、同法第四十一条第三号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務(公庫が行つた貸付けに係るものに限る。)と、同法第七十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び小規模企業活性化法附則第三条第六項に規定する業務(公庫が行つた貸付けに係るものに限る。)」とする。

3 第九条の規定の施行前に旧助成法第三条第一項の規定により都道府県に貸し付けられた国からの貸付金の利率については、なお従前の例によること。

4 第九条の規定の施行前に都道府県が旧助成法第三条第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止した場合における国からの貸付金の償還については、なお従前の例による。

5 第九条の規定の施行の際現に旧助成法第三条第一項の規定による

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第七条 農業改良資金金融通法(一部改正)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

第六条 定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第九条 第十三条を次のように改める。

第十一条 第十三条を削除する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正前の激甚災害に対
処するための特別の財政援助等に関する法律
(以下この条において「旧激甚災害法」という。)

第十三条 第一条の適用を受けた旧助成法第三条

第一項の「小規模企業者等設備導入資金貸付事業

に係る貸付金であつて旧設備資金貸付事業又は

旧設備貸与事業に係るもの」の償還期間の延長並

びに旧激甚災害法第十三条第二項の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間

及び旧設備貸与事業に係る対価の支払期間の延長については、なお従前の例による。

(情報処理の促進に関する法律の一
部改正)

第十条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十
五年法律第九十号)の一部を次のように改正す
る。

第二十条第一項中第八号を第九号とし、第七
号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え
る。

七 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百
四十七号)第十七条に規定する業務を行う

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財
政援助及び助成に関する法律の一
部改正)

第十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に
する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次
のように改正する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
律の一
部改正)

第十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に
する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次
のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
律の一
部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正前の中小企業の
新規活動の促進に関する法律第三十二条第一項
の規定の適用を受けた同法第三十条第一項の認
定中核的支援機関であつて旧貸与機関の地位を

兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出され
た金額に係る要件については、なお従前の例に
よる。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法の一
部改正)

第十四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に
関する特別措置法の一
部を次のように改正す
る。

第三十四条第二項の表第三条第三項の項中
「手形の支払」を「手形の支払、電子記録債権

の割引の場合は電子記録債権に係る債務の支
払」に改め、同表第三条第四項の項中「手形の

割引により融通を受けた資金」を「手形の割引に
より融通を受けた資金、電子記録債権の割引」に
改め、同表第五条の項中「弁済(手形の

割引により融通を受けた資金、電子記録債権の割引の
場合は電子記録債権の割引により融通を受けた

資金」に改め、同表第五条の項中「弁済(手形の

割引の場合は電子記録債権に係る債務」に改
める。

第三十六条を次のように改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
律の一
部改正)

第三十八条の表中小企業の新たな事業活動の
促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第
二条第十項に規定する特定補助金等の交付を平
成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特
定補助金等の成果を利用した事業活動を実施す

る同条第一項各号に掲げる中小企業者の項中
「並びに第三十六条を削り、同表中小企業の新
たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項
に規定する経営革新計画を作成し、これを平成
二十八年三月三十一日までに行政庁に提出し
て、その計画が適当である旨の承認を受けた同
法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつ
て、同法第十条第二項に規定する承認経営革新
計画に従つて同法第二条第六項に規定する経營
革新のための事業を実施するものの項を削り、
同表独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平
成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第
六号の助成を平成二十八年三月三十一日までに
申請し、当該助成に係る同法第二条第二項に規
定する経営の革新を行う同条第一項各号に掲げ
る中小企業者の項中「第三十六条」を削る。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する
特別措置法の一
部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の産業活力の
再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
(以下この条において「旧産活法」という。)第三
十六条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事
業に係る貸付金であつて旧産活法第三十二条第
二項の認定中小企業経営資源活用計画に従つて
旧助成法第二条第一項の「小規模企業者等」(以下
単に「小規模企業者等」という。)が設置する設備
及び取得するプログラム使用権に係るもののが
額については、なお従前の例による。

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項中第十八号を第十九号とし、
第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の
一号を加える。

第十七条 中小企業支援法第十八条の規定による
協力をを行うこと。

第十八条第一項第一号中「第十四号までに掲
げる業務」の下に「同項第十七号に掲げる業
務」を加え、「同項第十八号」を「同項第十八号」
に改め、同項第二号中「同項第十七号」を「同項
第十八号」に改め、同項第三号中「第十五条第一
項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改
め、同項第十七号を「第十五条第一項第十八号」に改
め、同項第四号及び第五号中「同項第十七号」を
「同項第十八号」に改める。

第十九条 第十四条の表第十八条第一項第一号の項
中「第六号」を「第七号」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集
積の形成及び活性化に関する法律の一
部改正)

第十七条 企業立地の促進等による地域における
産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成
十九年法律第四十号)の一部を次のように改正す
る。

第十八条の二を削る。

第十八条の三第二項の表第十三条第一項の項
及び第十四条第一項の項中「第十八条の三第一
項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改
める。

ラム使用権に係るもののが金額については、なお
従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一
部改正)

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項中第十八号を第十九号とし、
第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の
一号を加える。

第十七条 中小企業支援法第十八条の規定による
協力をを行うこと。

第十八条第一項第一号中「第十四号までに掲
げる業務」の下に「同項第十七号に掲げる業
務」を加え、「同項第十八号」を「同項第十八号」
に改め、同項第二号中「同項第十七号」を「同項
第十八号」に改め、同項第三号中「第十五条第一
項第十七号」を「第十五条第一項第十八号」に改
め、同項第十七号を「第十五条第一項第十八号」に改
め、同項第四号及び第五号中「同項第十七号」を
「同項第十八号」に改める。

第十九条 第十四条の表第十八条第一項第一号の項
中「第六号」を「第七号」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集
積の形成及び活性化に関する法律の一
部改正)

第十七条 企業立地の促進等による地域における
産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成
十九年法律第四十号)の一部を次のように改正す
る。

第十八条の二を削る。

第十八条の三第二項の表第十三条第一項の項
及び第十四条第一項の項中「第十八条の三第一
項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改
める。

め、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十一条第一項第一号の項中「第十八条の三第一項各号」を「第十八条の二第一項各号」に改め、同条を第十八条の二とする。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条の二の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るもの金額については、なお従前の例による。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条第一項の認定商店街活性化事業者の組合員又は所属員である小規模企業者等が同条

あつて同法第十五条第二項の承認企業立地計画又は同法第十七条第二項の承認事業高度化計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るもの金額については、なお従前の例による。

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 削除

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正前の商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条第一項の認定商店街活性化事業者の組合員又は所属員である小規模企業者等が同条

第三項の認定商店街活性化事業計画に従つて設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るもの金額については、なお従前の例による。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条の認定農商工等連携事業計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るもの金額については、なお従前の例による。

第二十四条 前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

1 小規模企業の意義等の明確化
2 小規模企業の定義の弾力化
3 中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化
4 中小企業・小規模事業者の成長を後押しするために必要な施策を、基本的に施策として追加すること。
5 下請中小企業の販路開拓
6 中小企業・小規模事業者の事業再生の促進を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる旨を「下請中小企業振興法」に規定すること。
7 小規模企業等設備導入資金助成法の廃止に伴い、「小規模企業等設備導入資金助成法」を廃止すること。

について新法第五条第四項において準用する新法第四条第一項の認定を受けたときは、その認定を受けた日)までの間は、新法第五条第四項において準用する新法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する高度化基準とみなす。

(認定業務規程に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十八条第一項の認可を受けている同項に規定する認定業務規程は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに当該認定業務規程について新法第十八条第一項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その認可を受けた日)までの間は、新法第十八条第一項後段の規定による変更の認可を受けた同項に規定する認定業務規程とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(議案の目的及び要旨)

本案は、食品の製造過程の管理の高度化(以下「HACCPの導入」という。)を引き続き促進するため、HACCPの導入の基盤となる施設及び体制の整備(以下「高度化基盤整備」という。)に関する計画の認定制度を設けるとともに、法の有効期限を延長する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高度化基盤整備の支援対象化

現行のHACCPの導入に関する計画の認定制度に加え、高度化基盤整備に関する計画の認定制度を導入し、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの業務の対象とするものとすること。

2 法の有効期限の延長

法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長し、本法は、同日限り、その効力を失うものとすること。

3 輸出促進の位置付けの明確化

厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める基準針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、HACCPの導入が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとする。

理由

食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成三十五年六月三十日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、2について

では、公布の日から施行するものとすること。

一 議案の可決理由

本案は、HACCPの導入を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年五月二十九日

農林水産委員長 森山 裕
衆議院議長 伊吹 文明殿

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第三章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第四章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条～第十三条)

第五章 雑則(第二十一条～第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条～第二十六条)

附則

第一条 (目的) この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのつり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業)を除く。第七号 第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法

(内閣府を除く。) 及び内閣の所轄の下に置かれる幾機関

内閣府設置法

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法
（平成十五年法律第二百一十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をい

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

て、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるしないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
(事業者における障害を理由とする差別の禁止)
第十八条 事業者は、その事業を行うに当り、
（章）

関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を

八、國家行政組織法（昭和二十三年法律第五 除く。）

(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、障害を理由とする差別の解消の推

進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)
第四条 国民は、第一條に規定する社会を実現す

第四条 国民は第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であ

ることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならぬ。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な記憶(開拓する環境の整備))

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の合理的な配慮に関する環境の整備(

除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改

善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な事項について協議する。

他の必要な環境の整備に努めなければならぬ。
い。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の

推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に

関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 めないわれはならない
基本方針は、次に掲げる事項について定める

卷之三

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に關し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十二条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」といふ)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をする

ことができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別の解消を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関

係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

(主務大臣)

第十九条 協議会の事務に從事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体において処理する。

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、協議会が定める。

(協議会の定める事項)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

(主権限)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めること。

二
一〇　この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。
議案の可決理由

本案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消のための措置等を定めるもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十九日

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一　本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めるこ

二　基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針ができる限り早期に作成するよう努めること。

三　対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的な事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行うまでの視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。

四　合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

五　国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めるなどを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

六　障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争

七 附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

八 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

右
国会に提出する。
平成二十五年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定警備実施要領(第三条)
第三章 特定警備計画の認定(第四条—第六条)
第四章 特定警備に從事する者の確認等(第七条—第十一条)

第五章 特定警備の実施等

<p>第一節 通則(第十一條・第十二條)</p> <p>第二節 特定警備の実施(第十三條・第十七條)</p>	<p>第三節 雜則(第十八條—第二十一条)</p> <p>第六章 雜則(第二十一条—第二十三条)</p> <p>第七章 罰則(第二十四条—第二十七条)</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じてることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、特定警備を実施することができる等の特別の措置について定めるものとする。</p>
		<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 海賊行為 船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)において行う海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十二年法律第五十五号。第十五条第四項において「海賊処罰対処法」という。)第二条各号のいづれかの行為をいう。</p> <p>二 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。</p>

る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 特定警備を適正に行うために必要な小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者として国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 一次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 二十歳に満たない者

ロ 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症である者

ハ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

二 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者(イからハまでのいずれかに該当する者を除く。)

本 第九条第二号(第七条第一号ト、チ、ヲ又はワに係るものに限る)又は第三号に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

ヘ 第九条第二号(第七条第一号又はワに係るものに限る)に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

取消しの日から起算して十年を経過しない

者であること。

一 特定警備を適正に行うために必要な小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者として国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 一次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 二十歳に満たない者

ロ 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症である者

ハ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

二 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者(イからハまでのいずれかに該当する者を除く。)

本 第九条第二号(第七条第一号ト、チ、ヲ又はワに係るものに限る)又は第三号に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

ヘ 第九条第二号(第七条第一号又はワに係るものに限る)に該当したことにより第九条の規定により確認を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

取消しの日から起算して十年を経過しない

者

ト 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

チ この法律若しくはこれに基づく命令若しくは銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定若しくはこれらに基づく命令若しくは定若しくはこれらに基づく处分に違反し、又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定若しくはこれらに基づく处分に違反して罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ル 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第三号に規定する銃砲刀剣類等を使用して、又に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めたものとみなされるものに限る。)で政令で定めたものの犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行はれたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとみなされるものを含む。)をした日から起算して十年を経過しない者

ヲ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他他の罪に当たる違法な行為で国土交通省令で定めるものを行ふおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

ワ 他人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(ヲに該当する者を除く。)

過しない者

ル 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第三号に規定する銃砲刀剣類等を使用して、又に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めたものの犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行はれたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとみなされるものを含む。)をした日から起算して十年を経過しない者

二 第七条第一号ロからニまで、ト、チ又はヌからワまでのいずれかに該当するに至つたとき。

一 第七条第一号の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

(確認の取消し)

第九条 國土交通大臣は、確認特定警備従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の確認を取り消すことができる。

一 第七条第一号の国土交通省令で定める基準に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。

二 第七条第一号ロからニまで、ト、チ又はヌからワまでのいずれかに該当するに至つたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反したとき。

第十一条 確認特定警備従事者について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第七条の確認は、その効力を失う。

一 当該確認を受けた日から三年を経過したとき。

二 確認特定警備従事者が当該確認に係る特定警備事業者に雇用されなくなったとき。

三 第六条の規定により第四条第一項の認定が取り消されたとき。

四 第五条第一項の規定による認定計画の変更により、当該確認に係る特定警備事業者が当該認定計画に記載されなくなったとき。

(確認の失効)

第十二条 確認特定警備従事者について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第七条の確認は、その効力を失う。

一 当該確認を受けた日から三年を経過したとき。

二 確認特定警備従事者が当該確認に係る特定警備事業者に雇用されなくなったとき。

三 第六条の規定により第四条第一項の認定が取り消されたとき。

四 第五条第一項の規定による認定計画の変更により、当該確認に係る特定警備事業者が当該認定計画に記載されなくなったとき。

第八条 認定船舶所有者は、前条の確認を受けた特定警備に従事する者(以下「確認特定警備従事者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、滞滯なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 前条第一号の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 前条第二号ロからニまで、ト、チ又はヌからワまでのいずれかに該当するに至つたとき。

三 特定警備事業者に雇用されなくなつたとき。

四 その他国土交通省令で定めるとき。

第一節 通則

(特定警備の適正な実施)

第十三条 認定船舶所有者は、特定警備実施要領及び認定計画に従つて、特定警備事業者に特定警備を実施させなければならない。

2 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者以外の者を特定警備に従事させてはならない。

3 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者が、

特定警備実施要領に従つて特定警備を行うことを確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十二条 確認特定警備従事者は、特定警備実施要領に従つて特定警備を行わなければならぬ。

第二節 特定警備の実施

(特定警備実施計画)

第十三条 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定警備を実施させようとする航海ごとに、次に掲げる事項を記載した特定警備の実施に関する計画を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

一 特定日本船舶の名称

二 特定警備を実施する特定警備事業者の氏名 又は名称

三 確認特定警備従事者の氏名

四 特定警備の実施期間

五 積み込まれる予定の小銃等の数量

六 その他の国土交通省令で定める事項 (小銃等の所持)

第十四条 確認特定警備従事者は、認定計画に係る特定警備に従事するため特定日本船舶に乗船している場合には、当該特定日本船舶が海賊多発海域(通過海域、海賊多発海域が外国の領海にあり二以上の海域に隔てられている場合において、当該領海のうち当該特定日本船舶が当該海域相互間を航行するために通過する必要があるものとして政令で定めるものをいう。)を含む)にあるときに限り、小銃等を所持することができる。

2 第十六条第一項の規定による小銃等の保管の委託を受けた者は、その委託に係る小銃等を同条第二項の規定による保管のため所持することができる。

2 第十六条第一項の規定による小銃等の保管の委託を受けた者は、その委託に係る小銃等を同条第二項の規定による保管のため所持することができる。

（小銃等の所持の態様についての制限）

第十五条 確認特定警備従事者は、小銃等の積卸しを行う場合並びに第三項、第四項及び第六項の規定による場合を除いては、小銃等を携帯してはならない。

2 確認特定警備従事者は、次項、第四項及び第六項の規定による場合を除いては、小銃を発射してはならない。

3 確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、当該特定日本船舶において次項又は第六項の規定による小銃の発射を安全かつ適確に行うために必要な最小限度の範囲に限り、周囲に他の船舶がないことを確認した上で、海面に向けて小銃を試験的に発射することができる。

4 確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、海賊行為(海賊処罰対処法第二条第一号から第四号までのいすれかに係るものに限る。)をする目的で、船舶を航行させて、航行中の当該特定日本船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為であつて、現に行われているものの制止に当たり、当該行為を行つてゐる者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信するに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ警告を行ふため合理的に必要と判断される限度において、当該者が乗り組み又は乗船している船舶に向け小銃を所持していることを顯示し、小銃を構え、又は当該船舶の上空若しくは海面に向

けて小銃を発射することができる。

5 確認特定警備従事者は、前二項の規定により小銃を発射する場合においては、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

6 第四項に規定するもののほか、確認特定警備従事者は、同項に規定する場合において、自己又は自己と共に乗船し、若しくは当該特定日本船舶に乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、小銃を使用することができる。

7 確認特定警備従事者は、前項の規定により小銃を発射する場合においては、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

8 確認特定警備従事者は、第三項、第四項及び第六項の規定により小銃を発射する場合を除き、当該小銃に実包を装填しておいてはならない。

（小銃等の保管の委託等）

第十六条 確認特定警備従事者は、前条第一項の規定により携帶する場合を除き、特定日本船舶の船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下単に「船長」という。)に小銃等の保管を委託しなければならない。

2 船長は、前項の規定により委託を受けて保管する小銃等を、国土交通省令で定める基準に適合する設備及び方法により保管しなければならない。

3 船長は、認定計画に係る特定警備が実施されている特定日本船舶内において、小銃等が亡失し、又は盗み取られた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を都道府県公安委員会に通知しなければならない。

（措置命令）

第十七条 国土交通大臣は、特定警備の適正な実施に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、認定船舶所有者に対し、特定警備の停止その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十八条 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、記録簿を備え、小銃等の積卸し、小銃の発射その他の国土交通省令で定める事由が生じたときは、当該記録簿に国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（記録簿）

第十八条 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、記録簿を備え、小銃等の積卸し、小銃の発射その他の国土交通省令で定める事由が生じたときは、当該記録簿に国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（入港時の確認）

第十九条 認定計画に係る特定警備の実施後初めて本邦の港に入港をしようとする特定日本船舶については、当該特定日本船舶内に小銃等が存在しないことについての国土交通大臣の確認を受けた後でなければ、何人も、当該特定日本船舶から本邦に上陸し、又は物を陸揚げしてはならない。ただし、小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがないものとして国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(他の法律の適用除外)

第二十二条 特定日本船舶において実施される認定計画に係る特定警備については、警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の規定は、適用しない。

2 認定計画に係る特定警備の用に供する小銃について、銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条の規定は、適用しない。

第六章 雜則

(報告の徵収)

第二十一条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定船舶所有者又は船長に対し、特定警備の実施の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定船舶所有者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通省令への委任)

第二十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第七章 罰則

第二十四条 第十五条第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一 第十五条第八項、第十六条第二項又は第十九条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一 第十五条第八項、第十六条第二項又は第十九条の規定に違反した者

二 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

理由

海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じることに鑑み、その航行の安全を確保するため、小銃を用いた警備を実施することがあります。この特別の措置について定める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

3 2の認定を受けた特定日本船舶の所有者(以下「認定船舶所有者」という。)は、2の認定に係る特定警備計画(以下「認定計画」といふ。)に記載された特定警備を実施する事業者であるが、当該特定警備事業者に雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが一定の要件に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないこと。

4 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備を実施させようとする航

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた特定警備を実施するため、国土交通大臣の認定を受けた特定警備に従事する者

第二十七条 認定船舶所有者の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、認定船舶所有者の業務に關して、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その認定船舶所有者に対する同条の刑を科す。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

1 国土交通大臣は、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するため遵守すべき事項を定めた特定警備実施要領(以下「実施要領」といふ。)を策定すること。

2 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ輸入に依存する物資の輸送に供する一定の日本船舶(以下「特定日本船舶」という。)の所有者は、当該特定日本船舶における特定警備に關する計画(以下「特定警備計画」といふ。)を船舶ごとに作成し、国土交通大臣の認

